

## 別冊 指定基準等簡易チェックリスト

---

1 指定基準等 簡易チェックリスト（サービス別）	3
1-1 居宅介護	4
1-2 重度訪問介護	5
1-3 同行援護	6
1-4 行動援護	8
1-5 療養介護	9
1-6 短期入所（単独型）	10
1-7 短期入所（併設型・空床利用型）	11
1-8 生活介護	13
1-9 自立訓練（機能訓練）	15
1-10 自立訓練（生活訓練）	17
1-11 就労移行支援	19
1-12 就労継続支援 A 型	21
1-13 就労継続支援 B 型	23
1-14 就労定着支援	25
1-15 自立生活援助	26
1-16 共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）	27
1-17 共同生活援助（日中サービス支援型）	29
1-18 障害者支援施設（施設入所支援）	31
1-19 地域移行支援	33
1-20 地域定着支援	34
1-21 児童発達支援センター	35
1-22 児童発達支援（センター以外、重心以外対象）	37
1-23 児童発達支援（センター以外、重心対象）	39
1-24 放課後等デイサービス（重心以外対象）	41
1-25 放課後等デイサービス（重心対象）	43
1-26 居宅訪問型児童発達支援	45
1-27 保育所等訪問支援	46
1-28 多機能型事業所の特例	47
1-29 多機能型事業所の報酬の取扱い	49
1-30 共生型居宅介護	50
1-31 共生型重度訪問介護	51
1-32 共生型生活介護	52
1-33 共生型短期入所	58
1-34 共生型自立訓練	60
1-35 共生型児童発達支援	64

1-36 共生型放課後等デイサービス .....	70
2 従業者資格要件 簡易チェックリスト .....	76
2-1 サービス管理責任者の資格要件 .....	77
2-2 児童発達支援管理責任者の資格要件 .....	80
2-3 訪問系サービス サービス提供責任者・従業者（ヘルパー）の資格要件 .....	83
2-4 児童指導員・保育士の資格要件 .....	85

# 1 指定基準等 簡易チェックリスト (サービス別)

## 1-1 居宅介護

人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従 <input type="checkbox"/> 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ①事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師） ・居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）であって3年以上の介護業務従事者（注） 注：次期改定までの経過措置
	従業者（ヘルパー）	<input type="checkbox"/> 常勤換算で2.5以上 ※サービス提供責任者も常勤換算に算入可 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師） ・居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）
設備基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	洗面所	<input type="checkbox"/> 手指を洗浄するための感染症予防に必要な設備を配慮すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-2 重度訪問介護

人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従 <input type="checkbox"/> 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ①事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②事業所の従業員数が20人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師） ・居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）であって3年以上の介護業務従事者
	従業者（ヘルパー）	<input type="checkbox"/> 常勤換算で2.5以上 ※サービス提供責任者も常勤換算に算入可 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師） ・居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）
設備基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	洗面所	<input type="checkbox"/> 手指を洗浄するための感染症予防に必要な設備を配慮すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

### 1-3 同行援護

人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従 <input type="checkbox"/> 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ①事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①又は②のいずれかに該当すること。 ①以下のa～eのいずれかに該当し、なおかつ同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）の修了者であること。 a 介護福祉士 b 実務者研修修了者 c 介護職員基礎研修修了者 d 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師） e 居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）であって3年以上の介護業務従事者 ②国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
	従業者（ヘルパー）	<input type="checkbox"/> 常勤換算で2.5以上 ※サービス提供責任者も常勤換算に算入可 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③のいずれかに該当すること。 ①同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者 ②居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 ③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者 注：令和6年3月31日までの間、地域生活支援事業「盲ろう者向け通訳・介助員」は①に該当する者とみなす。（ただし報酬10%減）
設備基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	洗面所	<input type="checkbox"/> 手指を洗浄するための感染症予防に必要な設備を配慮すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

※以下の研修は、同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当するものとする。

- ・ガイドヘルパー養成研修  
平成2年度から平成8年度まで都道府県又は指定都市が実施したもの
- ・ガイドヘルパー養成研修（視覚障害者課程）  
ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付け障障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したもの
- ・視覚障害者移動介護従業者養成研修  
廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号に掲げるもの
- ・視覚障害者外出介護従業者養成研修  
廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）」第3号に掲げるもの

※以下の研修は、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）に相当するものとする。

- ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修  
社会福祉法人日本盲人会連合主催

## 1-4 行動援護

人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従 <input type="checkbox"/> 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ①事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①、②の全てに該当すること。（注） ①知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者 ②行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 注：令和3年3月31日において居宅介護サービス提供責任者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有する者については、令和6年3月31日までの間は、上記の①及び②）に適合するものとみなす。
	従業者（ヘルパー）	<input type="checkbox"/> 常勤換算で2.5以上 ※サービス提供責任者も常勤換算に算入可 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①、②の全てに該当すること。（注） ①行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 ②知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者 注：令和3年3月31日において居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者については、令和6年3月31日までの間は、上記の①及び②に適合するものとみなす。
設備基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
その他	洗面所	<input type="checkbox"/> 手指を洗浄するための感染症予防に必要な設備を配慮すること。
	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。



## 1-5 療養介護

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：医師であること。
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上（利用者数61人以上の事業所は、人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	医師	<input type="checkbox"/> 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上であること。
	看護職員	<input type="checkbox"/> 療養介護事業所又は療養介護の単位ごとに、常勤換算で、利用者数÷2以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 資格要件：看護師、准看護師又は看護補助者であること。
	生活支援員	<input type="checkbox"/> 療養介護事業所又は療養介護の単位ごとに、常勤換算で、利用者数÷4以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ※看護職員が、常勤換算で、利用者数÷2以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者数÷2を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上
	従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者（医師、看護職員を除く）は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備 基準	設備	<input type="checkbox"/> 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室、その他運営上必要な設備 <input type="checkbox"/> 多目的室その他運営上必要な設備を有すること。
運営 基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 20人以上
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（建築確認等）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入	

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-6 短期入所（単独型）

形態	単独型	<input type="checkbox"/> 障害者支援施設等（宿泊型自立訓練事業所等を除く）以外の施設であって、「利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室」において、短期入所の事業を行うこと。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<p>&lt; 本体事業所のサービス提供時間における生活支援員の数 &gt;</p> <input type="checkbox"/> 本体事業所の利用者数と、短期入所の利用者数を合計した利用者数を、本体事業所の利用者数とみなした場合に、本体事業所として必要とされる数以上であること。
設備基準	居室	<input type="checkbox"/> 1の居室の定員は、4人以下とすること。 <input type="checkbox"/> 地階に設けてはならないこと。 <input type="checkbox"/> 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8.0㎡以上（内法により測定） <input type="checkbox"/> 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 <input type="checkbox"/> ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
	食堂	<input type="checkbox"/> 食事提供に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 必要な備品を備えること。
	浴室	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	洗面所・便所	<input type="checkbox"/> 居室のある階ごとに設けること。 <input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
運営基準	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-7 短期入所（併設型・空床利用型）

形態	併設型 空床利用型	<p>&lt;併設型&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>入所施設等に併設され、短期入所の事業を行う事業所として当該入所施設等と一体的に運営を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/>専ら短期入所の用に供される居室で、短期入所の事業を行うこと。</p> <p>&lt;空床利用型&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>利用者に利用されていない入所施設等の全部又は一部の居室において短期入所の事業を行うこと。</p> <p>※入所施設等とは、障害者支援施設、児童福祉施設、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所及びその他の「入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設等」をいう。</p>
人員基準	管理者	<p><input type="checkbox"/>事業所ごとに配置すること。</p> <p><input type="checkbox"/>専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）</p>
	従業者	<p><input type="checkbox"/>障害者支援施設等の利用者数及び併設短期入所事業所の利用者数の合計数を障害者支援施設等の利用者数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上であること。</p>
	<p>本体施設が指定宿泊型自立訓練事業所又は共同生活援助事業所の場合</p>	<p>&lt;短期入所と同時に宿泊型自立訓練等を提供する時間帯&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>本体施設と併設短期入所の利用者の合計数を、本体施設の利用者数とみなした場合において、当該本体施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上であること。</p> <p>&lt;上記以外の時間帯&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>当該日の短期入所の利用者数が6名以下の場合 生活支援員が1以上であること。</p> <p><input type="checkbox"/>当該日の短期入所の利用者数が7人以上の場合 1に該当日の利用者数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること。</p>
設備基準	居室	<input type="checkbox"/> 本体施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用すること。
	設備	<p>&lt;併設型&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>併設事業所（本体施設）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く）を短期入所の用に供することができる。</p> <p>&lt;空床利用型&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>障害者支援施設等として必要とされる設備を有すること。</p>
運営基準	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。

他	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-8 生活介護

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者	
	従業者	サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上（利用者数61人以上の事業所は、人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
		医師	<input type="checkbox"/> 利用者の日常生活の健康管理及び療養指導に必要な数（嘱託医可） ※協力医療機関との契約締結のみでは不可 ※看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ協力医療機関への通院等により対応することを条件として医師配置しないこととした場合、本体報酬から一定の減算を行う。
		看護職員	<input type="checkbox"/> 生活介護の単位ごとに、1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：保健師又は看護師若しくは准看護師であること。
		機能訓練を行う場合	<input type="checkbox"/> 利用者の日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うのに必要な数の理学療法士又は作業療法士を配置
		生活支援員	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上
		生活支援員等の総数	<input type="checkbox"/> 看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに常勤換算で①～③のいずれかに該当すること。 ①平均障害支援区分が4未満の場合                      利用者数÷6以上 ②平均障害支援区分が4以上5未満の場合                      利用者数÷5以上 ③平均障害支援区分が5以上の場合                      利用者数÷3以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ※平均障害支援区分の算出方法は以下のとおり （区分2の利用者数×2+区分3の利用者数×3+区分4の利用者数×4+区分5の利用者数×5+区分6の利用者数×6）÷総延べ利用者数（前年度延べ利用者数。ただし、新規指定の場合は定員の90%）
		従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備 基準	立地	<input type="checkbox"/> 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可	
	訓練・作業室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。	

		<input type="checkbox"/> 面積の合計が利用定員一人あたり 3 ㎡以上あること。(内法で測定)
	相談室	<input type="checkbox"/> 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	洗面所・便所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員 20 人であれば 2 台、以降定員に 10 人または端数を増すごとに 1 台加えた数を基本とする。また、主として重症心身障害者を受け入れる場合など、利用者の特性から便所を使用しないと考えられる場合は個別に相談すること。
	多目的室等	<input type="checkbox"/> 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 20 人以上
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-9 自立訓練（機能訓練）

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者	
	従業者	サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
		医師	<input type="checkbox"/> 利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導に必要な数
		看護職員	<input type="checkbox"/> 1人以上（うち1人以上常勤かつ専従職員） <input type="checkbox"/> 資格要件：保健師又は看護師若しくは准看護師であること。
		療法士	<input type="checkbox"/> 理学療法士又は作業療法士を1人以上
		生活支援員	<input type="checkbox"/> 1人以上（常勤かつ専従職員1人以上）
		生活支援員等の総数	<input type="checkbox"/> 看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で利用者数÷6以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
		訪問による訓練の場合	<input type="checkbox"/> 訪問による自立訓練（機能訓練）を行う場合、上記に加えて訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。
従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）		
設備 基準	立地	<input type="checkbox"/> 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可	
	訓練・作業室	<input type="checkbox"/> 訓練・作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。 <input type="checkbox"/> 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定）	
	相談室	<input type="checkbox"/> 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。	
	洗面所・便所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員20人であれば2台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。	
	多目的室等	<input type="checkbox"/> 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。	
運営	利用定員	<input type="checkbox"/> 20人以上	
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。	
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。	
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。	
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了	
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了	
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入	

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。



## 1-10 自立訓練（生活訓練）

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者	
	従業者	サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
		生活支援員	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上 <input type="checkbox"/> 常勤換算で、①と②の合計数以上であること。 ①：②に掲げる利用者以外の利用者数÷6 ②：指定宿泊型自立訓練の利用者数÷10 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 健康上の管理などの必要がある利用者があるため、看護職員を置いている事業所については、生活支援員及び看護職員の総数
		地域移行支援員	<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練を行う場合 1人以上
		訪問による訓練の場合	<input type="checkbox"/> 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合、上記に加えて訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。
		従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備 基準	立地	<input type="checkbox"/> 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可	
	訓練・作業室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 <input type="checkbox"/> 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定）	
	相談室	<input type="checkbox"/> 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。	
	洗面所・便所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員20人であれば2台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。	
	多目的室等	<input type="checkbox"/> 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。	
	宿泊型自立訓練を行う場合	<input type="checkbox"/> 居室定員1人 面積は内法による測定で、収納設備を除いた面積が7.43㎡以上 <input type="checkbox"/> 浴室（利用者の特性に応じたもの） <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練のみを行う場合、訓練・作業室を設けないことが可能 <input type="checkbox"/> 耐火建築物又は準耐火建築物であること。	

		<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 <input type="checkbox"/> 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 <input type="checkbox"/> 避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること。 <input type="checkbox"/> 配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能であること。
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 20人以上 <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練を併せて行う場合 ・ 宿泊型自立訓練 10人以上 ・ 宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練） 20人以上
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-11 就労移行支援

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者	
	従業者	サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
		職業指導員	<input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員がそれぞれ1人以上 <input type="checkbox"/> 常勤専従の職業指導員又は常勤専従の生活支援員が1人以上
		生活支援員	<input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員の常勤換算合計が利用者数÷6以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
		就労支援員	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従の就労支援員が1人以上 <input type="checkbox"/> 就労支援員の常勤換算合計が利用者数÷15以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
		従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備 基準	立地	<input type="checkbox"/> 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可	
	訓練・作業室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。	
	相談室	<input type="checkbox"/> 室内における談話の漏えいを防ぐため、個室とすること。（間仕切り等で他の部屋と区切ったものは不可）	
	洗面所・便所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員20人であれば2台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。	
	多目的室等	<input type="checkbox"/> 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。	
運営	利用定員	<input type="checkbox"/> 20人以上	
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。	
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。	
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。	
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了	
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了	
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了	
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入	

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準

等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-12 就労継続支援 A 型

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③のいずれかに該当すること。 ①社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ②社会福祉事業に2年以上従事した者 ③企業を経営した経験を有する者
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	職業指導員	<input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員がそれぞれ1人以上 <input type="checkbox"/> 常勤専従の職業指導員又は常勤専従の生活支援員が1人以上
	生活支援員	<input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員の常勤換算合計が利用者数÷10以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備 基準	立地	<input type="checkbox"/> 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	訓練・作業室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
	相談室	<input type="checkbox"/> 室内における談話の漏えいを防ぐため、個室とすること。（間仕切り等で他の部屋と区切ったものは不可）
	洗面所・便所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員10人であれば1台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。なおかつ、利用者が労働安全衛生法の対象となることに留意すること。
	多目的室等	<input type="checkbox"/> 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
運営 基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 10人以上
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	実施主体	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人以外の場合、専ら社会福祉事業を行う法人であること。 <input type="checkbox"/> 障害者雇用促進法第44条の特例子会社以外のものであること。
	雇用契約	<input type="checkbox"/> 事業者と利用者が雇用契約を締結し、労働基準法等を遵守すること。
その 欠格要件	賃金	<input type="checkbox"/> 「生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額」が賃金の総額以上となること。（原則、自立支援給付から充当は不可） <input type="checkbox"/> 最低賃金法による規定を遵守すること。
	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
		<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。

他	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-13 就労継続支援 B 型

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③のいずれかに該当すること。 ①社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ②社会福祉事業に2年以上従事した者 ③企業を経営した経験を有する者
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	職業指導員	<input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員がそれぞれ1人以上 <input type="checkbox"/> 常勤専従の職業指導員又は常勤専従の生活支援員が1人以上
	生活支援員	<input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員の常勤換算合計が利用者数÷10以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備 基準	立地	<input type="checkbox"/> 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	訓練・作業室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
	相談室	<input type="checkbox"/> 室内における談話の漏えいを防ぐため、個室とすること。（間仕切り等で他の部屋と区切ったものは不可）
	洗面所・便所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員20人であれば2台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。
	多目的室等	<input type="checkbox"/> 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
運営 基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 20人以上
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	工賃	<input type="checkbox"/> 「生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額」を工賃として支払うこと。 <input type="checkbox"/> 一月当たりの平均工賃が三千元以上であること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。



## 1-14 就労定着支援

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値（月平均）。ただし新規指定の場合は、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70% <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従職員1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	就労定着支援員	<input type="checkbox"/> 就労定着支援員の常勤換算合計が利用者数÷40以上 ※利用者数は前年度平均値（月平均）。ただし新規指定の場合は、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%
	従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） <input type="checkbox"/> サービス管理責任者と就労定着支援員は異なる者であること。
設備 基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 <input type="checkbox"/> 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていなくても区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	その他必要な設備及び備品等	<input type="checkbox"/> 同一敷地内にある他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。
運営 基準	実施主体	<input type="checkbox"/> 過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又はB型）に係る指定障害福祉サービス事業者であること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-15 自立生活援助

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上（利用者数31人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は推定数による。 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	地域生活支援員	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 利用者の数が25又はその端数を増すごとに1人配置を標準とする ※利用者数は前年度平均値（月平均）。ただし新規指定の場合は推定数による。
	従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） <input type="checkbox"/> サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務できる。 <input type="checkbox"/> 兼務先の職務が常勤換算方法による配置を要件とする場合は、当該職員の自立生活援助事業所における勤務時間を、兼務する職務の常勤換算に含めることはできない。
設備 基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 <input type="checkbox"/> 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていない場合でも区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	その他必要な設備及び備品等	<input type="checkbox"/> 同一敷地内にある他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。
運営 基準	実施主体	<input type="checkbox"/> 以下のいずれかに該当すること。 ・指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る） ・指定障害者支援施設の設置者 ・指定相談支援事業者（一般相談支援及び特定相談支援をいう）
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-16 共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）

形態	介護サービス包括型又は外部サービス利用型	<input type="checkbox"/> 介護サービス包括型（共同生活援助事業所の従業者による個別支援計画の作成、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助） <input type="checkbox"/> 外部サービス利用型（共同生活援助事業所の従業者による個別支援計画の作成、相談その他の日常生活上の援助、及び受託居宅介護サービス事業者による入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助）
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに1人以上（利用者数31人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。 <input type="checkbox"/> 常勤換算方法により、必要な員数の配置を求められるものではないが、必要な勤務時間が確保されていること。
	世話人	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに、常勤換算で、利用者数÷6以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	生活支援員	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに、常勤換算で、①から④に掲げる数の合計数以上であること。 ①障害支援区分3の利用者数÷9 ②障害支援区分4の利用者数÷6 ③障害支援区分5の利用者数÷4 ④障害支援区分6の利用者数÷2.5 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 外部サービス利用型の場合は配置不要
	従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備基準	立地	<input type="checkbox"/> 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であること。 <input type="checkbox"/> 入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設、又は病院の敷地外であること。 <input type="checkbox"/> 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可  <サテライト型住居の場合は以下の条件も満たす必要がある> <input type="checkbox"/> 本体となる共同生活住居（本体住居）とサテライト型住居の間を、居住者が概ね20分以内に移動できる距離にあること。

		<input type="checkbox"/> サテライト型住居は、一つの本体住居当たり2か所まで設置可能（本体住居の定員が4人以下の場合は1か所まで設置可能） <input type="checkbox"/> 一定の地域の範囲内に所在する複数の本体住居について、1つの建物に複数サテライト型住居を集約して設置していないこと。
	入居定員	<input type="checkbox"/> 事業所全体（サテライト型住居含む）の入居定員は4人以上 <input type="checkbox"/> 共同生活住居1か所当たりの入居定員は2人以上10人以下 ※既存の建物を共同生活住居に利用する場合、2人以上20人以下 <input type="checkbox"/> サテライト型住居1か所当たりの入居定員は1人
	ユニット・設備	<input type="checkbox"/> 1つの共同生活住居に1以上のユニットがあること。 <input type="checkbox"/> 1ユニット当たりの定員は2人以上10人以下 ※ユニットとは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をさす。 ※ユニットごとに利用者の相互交流を図る設備（居間や食堂等）、台所、便所、洗面所、浴室等を設置すること。 ※居間や食堂等はその広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。
	居室	<input type="checkbox"/> 原則1人部屋 ※単にカーテンや簡易パネル等で他の部屋と区分しただけでは不十分（ただし、各居室間がふすま等で仕切られている場合、この限りではない。） <input type="checkbox"/> 面積 内法による測定で、収納設備を除いた面積が7.43㎡以上
	サテライト型住居	<input type="checkbox"/> 入居定員 1人 <input type="checkbox"/> 設備 日常生活を営む上で必要な設備 <input type="checkbox"/> 面積 内法による測定で、収納設備を除いた面積が7.43㎡以上
	配置・構造・設備全般	<input type="checkbox"/> 利用者の障害特性に応じて工夫されていること。（例えば、車いす利用者に必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど）
運営基準	外部サービス利用型の場合	<input type="checkbox"/> 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者であること。 <input type="checkbox"/> 受託居宅介護サービス事業者と、文書により業務を委託する契約を締結し、業務に必要な管理及び指揮命令を行うこと。
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-17 共同生活援助（日中サービス支援型）

形態	日中サービス支援型	<input type="checkbox"/> 共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに1人以上（利用者数31人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ① サービス管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ② 相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③ 障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。 <input type="checkbox"/> 常勤換算方法により、必要な員数の配置を求められるものではないが、必要な勤務時間が確保されていること。
	世話人	<input type="checkbox"/> 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において、事業所ごとに、常勤換算で、利用者数÷5以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	生活支援員	<input type="checkbox"/> 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において、事業所ごとに、常勤換算で、①から④に掲げる数の合計数以上であること。 ① 障害支援区分3の利用者数÷9 ② 障害支援区分4の利用者数÷6 ③ 障害支援区分5の利用者数÷4 ④ 障害支援区分6の利用者数÷2.5 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	夜間支援従事者	<input type="checkbox"/> 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く）を行う世話人又は生活支援員をいう）を置くこと。
	従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
	常勤の従業者	<input type="checkbox"/> 従業者（サービス管理責任者、世話人、生活支援員又は夜間支援従事者）のうち、1人以上は常勤であること。
	設備基準	立地
入居定員		<input type="checkbox"/> 事業所全体（サテライト型住居含む）の入居定員は4人以上 <input type="checkbox"/> 共同生活住居1か所当たりの入居定員は2人以上10人以下

		<p>※構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は20人以下</p> <p>※既存の建物を共同生活住居に利用する場合、2人以上20人以下</p>
	ユニット・設備	<p><input type="checkbox"/>1つの共同生活住居に1以上のユニットがあること。</p> <p><input type="checkbox"/>1ユニット当たりの定員は2人以上10人以下</p> <p>※ユニットとは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をさす。</p> <p>※ユニットごとに利用者の相互交流を図る設備(居間や食堂等)、台所、便所、洗面所、浴室等を設置すること。</p> <p>※居間や食堂等はその広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</p>
	居室	<p><input type="checkbox"/>原則1人部屋</p> <p>※単にカーテンや簡易パネル等で他の部屋と区分しただけでは不十分(ただし、各居室間がふすま等で仕切られている場合、この限りではない。)</p> <p><input type="checkbox"/>面積 内法による測定で、収納設備を除いた面積が7.43㎡以上</p>
	配置・構造・設備全般	<p><input type="checkbox"/>利用者の障害特性に応じて工夫されていること。(例えば、車いす利用者に必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど)</p>
運営基準	実施主体	<p><input type="checkbox"/>日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に短期入所(併設型事業所又は単独型事業所)を行うこと。</p>
	協議の場の設置	<p><input type="checkbox"/>障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会による評価を受け、協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。</p> <p><input type="checkbox"/>協議会への報告、協議会からの評価、要望、助言等についての記録を整備すること。</p>
	協力医療機関	<p><input type="checkbox"/>協力医療機関との契約を締結していること。</p>
その他	報酬基準	<p><input type="checkbox"/>算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。</p>
	欠格要件	<p><input type="checkbox"/>障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。</p>
	建築基準法	<p><input type="checkbox"/>建築基準法で必要な手続(新築や用途変更等の建築確認)の完了</p>
	都市計画法	<p><input type="checkbox"/>都市計画法で必要な手続(開発許可)の完了</p>
	消防法	<p><input type="checkbox"/>消防法で必要な手続(消防用設備の設置や検査等)の完了</p>
	社会保険等	<p><input type="checkbox"/>必要な社会保険及び労働保険への加入</p>

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-18 障害者支援施設（施設入所支援）

形態		<input type="checkbox"/> 施設において、施設入所支援とともに施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型）を行う施設を障害者支援施設という。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 施設ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、施設の管理上支障がない場合、当該施設の他の職務、又は当該施設以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	<input type="checkbox"/> 障害者支援施設において提供する昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任者が兼ねる。
	生活支援員（夜勤職員）	<施設入所支援> <input type="checkbox"/> 施設入所支援の単位ごとに1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <input type="checkbox"/> ただし、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者に対してのみ、そのサービス提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。 ※施設入所支援における夜勤時間帯 午後10時から午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、障害者支援施設ごとに設定するものとする。
	従業者	<昼間実施サービス> <input type="checkbox"/> それぞれのサービスの基準による。
	従業者の専従	<input type="checkbox"/> 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備基準	訓練・作業室	<input type="checkbox"/> 専ら施設障害福祉サービスの用に供するものであること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
	居室	<input type="checkbox"/> 居室の定員は4人以下であること。 <input type="checkbox"/> 地階に居室を設けてはならない。 <input type="checkbox"/> 定員1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、内法による測定で9.9㎡以上であること。 <input type="checkbox"/> 寝台又はこれに代わる設備を整えること。 <input type="checkbox"/> 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直面して設けること。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、利用者の身の回りの品を保管できる設備を整えること <input type="checkbox"/> ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
	食堂	<input type="checkbox"/> 食事の提供に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 必要な備品をそろえること。
	浴室	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	洗面所・便所	<input type="checkbox"/> 居室のある階ごとに設けること。 <input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。

	相談室	<input type="checkbox"/> 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	廊下幅	<input type="checkbox"/> 1.5m以上とすること。 <input type="checkbox"/> ただし、中廊下の幅は1.8mとすること。 <input type="checkbox"/> 廊下の一部の幅を拡張すること。により、利用者、従業員の円滑な往来に支障がないようにしなければならない。
運営基準	入所定員	<input type="checkbox"/> 30人以上 <input type="checkbox"/> 入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する施設の場合 10人以上
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第38条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。



## 1-19 地域移行支援

人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 指定地域移行支援従事者	<input type="checkbox"/> 専従（ただし、業務に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 1人以上は、相談支援専門員であること。 <input type="checkbox"/> 相談支援専門員の資格要件 以下の①と②の全てに該当すること。 ①相談支援従事者初任者研修の修了 ※当該研修の修了年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに、相談支援従事者現任研修を修了すること。以降、5年度間に1回以上相談支援従事者現任研修を修了すること。 ②障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
設備基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 <input type="checkbox"/> 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていない場合でも区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等のスペース	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保すること。 <input type="checkbox"/> 相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。
	設備及び備品等	<input type="checkbox"/> 支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第51条の19の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-20 地域定着支援

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 指定地域定着支援従事者	<input type="checkbox"/> 専従（ただし、業務に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 1人以上は、相談支援専門員であること。 <input type="checkbox"/> 相談支援専門員の資格要件 以下の①と②の全てに該当すること。 ①相談支援従事者初任者研修の修了 ※当該研修の修了年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに、相談支援従事者現任研修を修了すること。以降、5年度間に1回以上相談支援従事者現任研修を修了すること。 ②障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
設備 基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 <input type="checkbox"/> 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていない場合でも区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等のスペース	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保すること。 <input type="checkbox"/> 相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。
	設備及び備品等	<input type="checkbox"/> 支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第51条の19の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-21 児童発達支援センター

形態	主たる対象	<input type="checkbox"/> 児童発達支援センターであり、主として重症心身障害児を通わせる事業所ではないこと	
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）	
	従業者	児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
		児童指導員又は保育士	<input type="checkbox"/> 単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 <input type="checkbox"/> 児童指導員 1人以上 <input type="checkbox"/> 保育士 1人以上 <input type="checkbox"/> サービス提供時間帯において、基準上配置が必要な「児童指導員・保育士」の数に機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合、基準上配置が必要な人数の半数以上が児童指導員又は保育士であること。 <input type="checkbox"/> 児童指導員の資格要件： 社会福祉士、精神保健福祉士、小中高等学校等の教諭免許、児童福祉事業への規定期間の従事等 <input type="checkbox"/> 保育士の資格要件：児童福祉法の規定による保育士の有資格者
		嘱託医	<input type="checkbox"/> 1人以上
		栄養士	<input type="checkbox"/> 1人以上（ただし、40人以下の障害児を通わせる事業所の場合は置かないことができる。）
		調理員	<input type="checkbox"/> 1人以上（ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。）
		機能訓練を行う場合	<input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 <input type="checkbox"/> 資格要件 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員等
		医療的ケアを行う場合	<input type="checkbox"/> 看護職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 <input type="checkbox"/> 資格要件：保健師、助産師、看護師又は准看護師
※従業者（嘱託医を除く）は、専ら事業所の職務に従事する者（もしくは単位ごとに専従）であること。ただし、支援に支障がない場合は、栄養士、調理員は併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。			
設備基	指導訓練室	<input type="checkbox"/> 定員は、おおむね10人とすること。 <input type="checkbox"/> 面積の合計が利用定員一人あたり2.47㎡以上あること。（内法で測定） <input type="checkbox"/> 訓練に必要な機械器具等を備えること。	

準	遊戯室	<input type="checkbox"/> 面積の合計が利用定員一人あたり 1.65 m <sup>2</sup> 以上あること。(内法で測定)
	屋外遊技場	<input type="checkbox"/> 事業所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む。
	医務室、相談室、調理室、便所	<input type="checkbox"/> 各役割を果たすことができるようそれぞれ確保すること。
	その他	<input type="checkbox"/> その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	食事	<input type="checkbox"/> 食事を提供するときは、できるだけ変化に富み、年齢、障がいの特性及び嗜好等に配慮しつつ、栄養バランスのとれた献立とすること。 <input type="checkbox"/> 障害児の健康な生活の基本としての職を営む力の育成に努めること。
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	健康管理	<input type="checkbox"/> 常に障害児の健康の状況に注意すること。 <input type="checkbox"/> 障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。
	地域との連携等	<input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児やその家庭、又は当該障害児が通う児童が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、学校や認定こども園）からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めること。 ※助言その他の必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等が想定されている。
	取扱方針（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	<input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 <input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-22 児童発達支援（センター以外、重心以外対象）

形態	主たる対象	<input type="checkbox"/> 児童発達支援センター以外であり、主として重症心身障害児を通わせる事業所ではないこと
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専任職員1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	児童指導員 又は保育士	<input type="checkbox"/> 単位ごとに常勤職員1人以上 <input type="checkbox"/> 単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる者の合計数が以下の①又は②に該当すること。 ①障害児の数が10人までの場合 サービス提供時間中に常に2人以上の配置 ②障害児の数が10人以上の場合 サービス提供時間中に常に2人に、障害児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※障害児の数とは「実際の利用者の数」をさす。 例：定員10人の事業所で、ある日の利用者数が12人の場合は、3人以上配置が必要 <input type="checkbox"/> サービス提供時間帯において、基準上配置が必要な「児童指導員・保育士」の数に機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合、基準上配置が必要な人数の半数以上が児童指導員又は保育士であること。 ※例：基準上の配置必要人員が2人、実際の配置が4人の場合 サービス提供時間帯に児童指導員・保育士が1人以上必要 <input type="checkbox"/> 児童指導員の資格要件： 社会福祉士、精神保健福祉士、小中高等学校等の教諭免許、児童福祉事業への規定期間の従事等 <input type="checkbox"/> 保育士の資格要件：児童福祉法の規定による保育士の有資格者
	機能訓練を行う場合	<input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 <input type="checkbox"/> 資格要件 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員等
	医療的ケアを行う場合	<input type="checkbox"/> 看護職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 <input type="checkbox"/> 資格要件：保健師、助産師、看護師又は准看護師

設備基準	指導訓練室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 <input type="checkbox"/> 面積の合計が利用定員一人あたり 3 m <sup>2</sup> 以上あること。(内法で測定)
	設備及び備品等	<input type="checkbox"/> 事務室：個人情報管理のための鍵付き書庫等を設置すること。 <input type="checkbox"/> 相談室：室内における談話の漏えいを防ぐため、個室であること。 <input type="checkbox"/> 洗面所・便所：利用者の特性に応じたものであること。 <input type="checkbox"/> その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 10人以上
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	<input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 <input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第 21 条の 5 の 15 の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-23 児童発達支援（センター以外、重心対象）

形態	主たる対象	<input type="checkbox"/> 児童発達支援センター以外であり、主として重症心身障害児を通わせる事業所であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	嘱託医	<input type="checkbox"/> 1人以上
	児童指導員 又は保育士	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 児童指導員の資格要件： 社会福祉士、精神保健福祉士、小中高等学校等の教諭、児童福祉事業への規定期間の従事等 <input type="checkbox"/> 保育士の資格要件：児童福祉法の規定による保育士の有資格者
	看護職員	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：保健師、助産師、看護師又は准看護師
	機能訓練担当職員	<input type="checkbox"/> 1人以上 ※機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる。ただし、事業所に必ず配置が必要であり、機能訓練の提供に支障がないこと。 <input type="checkbox"/> 資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員
設備基準	指導訓練室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 <input type="checkbox"/> 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定）
	設備及び備品等	<input type="checkbox"/> 事務室：個人情報管理のための鍵付き書庫等を設置すること。 <input type="checkbox"/> 相談室：室内における談話の漏えいを防ぐため、個室であること。 <input type="checkbox"/> 洗面所・便所：利用者の特性に応じたものであること。 <input type="checkbox"/> その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 5人以上
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	<input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 <input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了

社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入
-------	--

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。



## 1-24 放課後等デイサービス（重心以外対象）

形態	主たる対象	<input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる事業所ではないこと
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専任職員1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	児童指導員 又は保育士	<input type="checkbox"/> 単位ごとに常勤職員1人以上 <input type="checkbox"/> 単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる者の合計数が以下の①又は②に該当すること。 ①障害児の数が10人までの場合 サービス提供時間中に常に2人以上の配置 ②障害児の数が10人以上の場合 サービス提供時間中に常に2人に、障害児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※障害児の数とは「実際の利用者数」をさす。 例：定員10人の事業所で、ある日の利用者数が12人の場合は、3人以上配置が必要 <input type="checkbox"/> サービス提供時間帯において、基準上配置が必要な「児童指導員・保育士」の数に機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合、基準上配置が必要な人数の半数以上が児童指導員又は保育士であること。 ※例：基準上の配置必要人員が2人、実際の配置が4人の場合 サービス提供時間帯に児童指導員・保育士が1人以上必要  <input type="checkbox"/> 児童指導員の資格要件： 社会福祉士、精神保健福祉士、小中高等学校等の教諭免許、児童福祉事業への規定期間の従事等 <input type="checkbox"/> 保育士の資格要件：児童福祉法の規定による保育士の有資格者
	機能訓練を行う場合	<input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 <input type="checkbox"/> 資格要件： 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員等
	医療的ケアを行う場合	<input type="checkbox"/> 看護職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 <input type="checkbox"/> 資格要件：保健師、助産師、看護師又は准看護師

設備基準	指導訓練室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 <input type="checkbox"/> 面積の合計が利用定員一人あたり 3 m <sup>2</sup> 以上あること。(内法で測定)
	設備及び備品等	<input type="checkbox"/> 事務室：個人情報管理のための鍵付き書庫等を設置すること。 <input type="checkbox"/> 相談室：室内における談話の漏えいを防ぐため、個室であること。 <input type="checkbox"/> 洗面所・便所：利用者の特性に応じたものであること。 <input type="checkbox"/> その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 10人以上
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	<input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 <input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第 21 条の 5 の 15 の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-25 放課後等デイサービス（重心対象）

形態	主たる対象	<input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる事業所であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	嘱託医	<input type="checkbox"/> 1人以上
	児童指導員 又は保育士	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 児童指導員の資格要件 社会福祉士、精神保健福祉士、小中高等学校等の教諭、児童福祉事業への規定期間の従事等 <input type="checkbox"/> 保育士の資格要件：児童福祉法の規定による保育士の有資格者
	看護職員	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：保健師、助産師、看護師又は准看護師
	機能訓練担当職員	<input type="checkbox"/> 1人以上 ※機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる。ただし、事業所に必ず配置が必要であり、機能訓練の提供に支障がないこと。 <input type="checkbox"/> 資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員
設備基準	指導訓練室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 <input type="checkbox"/> 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定）
	設備及び備品等	<input type="checkbox"/> 事務室：個人情報管理のための鍵付き書庫等を設置すること。 <input type="checkbox"/> 相談室：室内における談話の漏えいを防ぐため、個室であること。 <input type="checkbox"/> 洗面所・便所：利用者の特性に応じたものであること。 <input type="checkbox"/> その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 5人以上
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	<input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 <input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了

社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入
-------	--

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-26 居宅訪問型児童発達支援

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 専従1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	訪問支援員	<input type="checkbox"/> 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 <input type="checkbox"/> 訪問支援員の資格要件 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について、訓練等を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない ※訓練等とは、「入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援」をいう。
設備 基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 <input type="checkbox"/> 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていなくても区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等のスペース	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	設備及び備品等	<input type="checkbox"/> その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 <input type="checkbox"/> 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-27 保育所等訪問支援

人員 基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 1人以上 <input type="checkbox"/> 専従1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	訪問支援員	<input type="checkbox"/> 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 <input type="checkbox"/> 訪問支援員の資格要件 障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者であること。
設備 基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 <input type="checkbox"/> 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていない場合でも区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等のスペース	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	設備及び備品等	<input type="checkbox"/> その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 <input type="checkbox"/> 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-28 多機能型事業所の特例

多機能型事業所とは、下記のうち2以上のサービスを一体的に行う事業所をいいます。

### <対象種別>

生活介護、自立訓練（機能訓練及び生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型  
 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所  
 等訪問支援

### <一体的な運営の判断基準>

同一管理者が事業所の管理を行う他、事業所の管理運営方法が次のとおりであること。

- ①利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること。
- ②事務所間で相互支援の態勢があること
- ③事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ④職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること。
- ⑤人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的に行われているとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること

### <人員・設備・運営基準の特例>

- ①複数の障害福祉サービスを一体的に行う多機能型事業所、又は障害福祉サービスと障害児通所支援を一体的に行う多機能型事業所の場合

（例）生活介護と就労移行支援の多機能型、生活介護と児童発達支援の多機能型

常勤の従業員	<input type="checkbox"/> 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所においては、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業員の員数は、各サービスごとに置くべき常勤の従業員の員数に関わらず、1人以上とすること。
従業員の兼務	<input type="checkbox"/> 多機能型による各サービスごとに配置される従業員（管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を除く。）間での兼務は認められない。各サービスごとに必要な従業員の員数を確保する必要がある。 <input type="checkbox"/> ただし、各障害福祉サービスの利用定員の合計数が19人以下の多機能事業所は、サービス管理責任者とその他従業員との兼務が可能である。 <input type="checkbox"/> なお、児童福祉法に基づくサービスごとに配置される従業員間での兼務が可能である。 <input type="checkbox"/> 管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者については、兼務が可能である。
サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> サービス管理責任者の員数は、各障害福祉サービス事業所毎に置くべき員数に関わらず、多機能型事業所の利用者の合計により以下のとおり。 ①利用者の数が60人以下の場合 1人以上 ②利用者の数が61人以上の場合 1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上
利用定員	<input type="checkbox"/> 多機能型事業所の利用定員数（宿泊型自立訓練の利用定員は除く）の合計が20人以上の場合、各事業の利用定員を以下のとおりにすることができる。 ・生活介護 6人以上 ・就労移行支援（認定就労移行支援を除く） 6人以上 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） 6人以上 ※宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合

	<p>宿泊型自立訓練 10人以上 かつ 自立訓練（生活訓練）6人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労継続支援 A 型及び B 型 10人以上</li> <li>・ 児童発達支援、放課後等デイサービス 5人以上</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児者を通わせる生活介護と児童発達支援等（児童発達支援又は放課後等デイサービス）を一体的に行う場合、各事業の利用定員を以下のとおりに行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての事業を通じて 5人以上</li> </ul>
設備	<p><input type="checkbox"/> 相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかし、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合等、サービス提供に支障があると認められる場合、この限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 訓練・作業室については、各サービスごとに設置すること。</p>

## ②複数の障害児通所支援のみを一体的に行う多機能型事業所の場合

(例) 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型

常勤の従業者	<input type="checkbox"/> 利用定員の合計が 20 人未満である多機能型事業所においては、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各サービスごとに置くべき常勤の従業者の員数に関わらず、1 人以上とすること。
従業者の兼務	<input type="checkbox"/> 多機能型事業所に配置される従業者は、多機能型事業所の職務に専従するものとし、各サービス毎に配置される従業者間での兼務が可能。
利用定員	<p><input type="checkbox"/> 多機能型事業所の利用定員の合計数は、全ての障害児通所支援の事業を通じて 10 人以上（主として重症心身障害児者を通わせる多機能型事業所にあつては、5 人以上）とすることができる。</p> <p>なお、保育所等訪問支援は、利用定員の定めがないため、除かれる。</p>
設備	<p><input type="checkbox"/> 相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかし、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合等、サービス提供に支障があると認められる場合、この限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 訓練・作業室については、各サービスごとに設置すること。</p>



## 1-29 多機能型事業所の報酬の取扱い

定員規模別単価（基本報酬）	<p>□定員規模別単価（定員区分）が設けられている基本報酬は、多機能型全体の利用定員数の合計により、定員規模が決まる。</p> <p>□ただし、障害児通所支援を行う多機能型事業所であって、従業者の員数等の特例によらない場合の取扱いは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所支援以外のサービス 「多機能型事業所全体の利用定員数」から「障害児通所支援分の利用定員数」を除いた数により、定員規模が決まる。</li> <li>・障害児通所支援のサービス 障害児通所支援分の利用定員数により、定員規模が決まる。</li> </ul>
定員規模別単価（各サービス個別の加算）	<p>□定員規模別（定員区分）に単価が設定されている各サービス個別の加算は、多機能型事業所全体の利用定員数の合計ではなく、各サービスごとの利用定員数により定員規模が決まる。</p> <p>&lt;対象種別&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護…人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算</li> <li>施設入所支援…夜勤職員配置体制加算</li> <li>自立訓練（機能訓練・生活訓練）…就労移行支援体制加算</li> <li>就労継続支援 A 型…重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算</li> <li>就労継続支援 B 型…重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算</li> </ul>
福祉専門職員配置等加算	<p>□多機能型事業所の全サービスの直接処遇職員を合わせて要件を計算し、要件を満たす場合、全てのサービス利用者に対して加算を算定する。</p> <p>□多機能型事業所の中で複数のサービスの直接処遇職員として勤務し、合計勤務時間が常勤の勤務時間数に達するものは、「常勤の従業者」に含める。</p>
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>□多機能型事業所における全てのサービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であり、従業者が加算算定のために加配（当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50 で除して得た数以上）されていれば要件を満たす。要件を満たす場合、全てのサービス利用者に対して加算を算定する。</p>
送迎加算	<p>□原則として、多機能型事業所の全サービスを一つの事業所として取り扱うこととする。ただし、各サービスごとに送迎が行われている場合等はこの限りではない。</p>

## 1-30 共生型居宅介護

形態		<input type="checkbox"/> 指定訪問介護事業者が行う共生型居宅介護であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従 <input type="checkbox"/> 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ①事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師） ・居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）であって3年以上の介護業務従事者（注） 注：次期改定までの経過措置
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数と共生型居宅介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
設備基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	洗面所	<input type="checkbox"/> 手指を洗浄するための感染症予防に必要な設備を配慮すること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-31 共生型重度訪問介護

形態		<input type="checkbox"/> 指定訪問介護事業者が行う共生型重度訪問介護であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従 <input type="checkbox"/> 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ①事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②事業所の従業員数が20人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師） ・居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）であって3年以上の介護業務従事者
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数と共生型重度訪問介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
設備基準	事務室	<input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	<input type="checkbox"/> 利用申し込みの受け付け、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	洗面所	<input type="checkbox"/> 手指を洗浄するための感染症予防に必要な設備を配慮すること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-32 共生型生活介護

## 1-32-1 共生型生活介護 指定児童発達支援事業者等が行う場合

形態		□指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者が行う共生型生活介護であること。
人員基準	管理者	□事業所ごとに配置すること。 □専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） □資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	□指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援等を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。 □共生型生活介護の管理者と指定児童発達支援等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	立地	□同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	設備	□指定児童発達支援事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。 □指定児童発達支援事業所等の場合は、必要な設備等について障害者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。 □当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	□共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	□サービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	□共生型生活介護の利用定員は、共生型生活介護の指定を受ける指定児童発達支援事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。 □当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動が

		<p>あっても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が 10 人、指定児童発達支援等の利用者が 10 人であっても、共生型生活介護の利用者が 5 人、指定児童発達支援等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。</p>
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他の留意事項	<p><input type="checkbox"/> 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。</p> <p><input type="checkbox"/> このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。</p>

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-32-2 共生型生活介護 指定通所介護事業者等が行う場合

形態		<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者が行う共生型生活介護であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・ 社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・ 社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 <input type="checkbox"/> 共生型生活介護の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	立地	<input type="checkbox"/> 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	設備	<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。 <input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。 <input type="checkbox"/> 当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	<input type="checkbox"/> サービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	<input type="checkbox"/> 共生型生活介護の利用定員は、共生型生活介護の指定を受ける指定通所介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。 <input type="checkbox"/> 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員20人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が

		10人、指定通所介護等の利用者が10人であっても、共生型生活介護の利用者が5人、指定通所介護等の利用者が15人であっても、差し支えない。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他の留意事項	<input type="checkbox"/> 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。 <input type="checkbox"/> このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-32-3 共生型生活介護 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う場合

形態		<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型生活介護であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉主事任用資格要件に該当する者</li> <li>・ 社会福祉事業に2年以上従事した者</li> </ul>
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 <input type="checkbox"/> 共生型生活介護の管理者と指定小規模多機能型居宅介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	立地	<input type="checkbox"/> 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	設備	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。 <input type="checkbox"/> 当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	<input type="checkbox"/> サービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。 <input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員（1日当たりの上限）を登



		<p>録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に依つて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="0"> <tr> <td>登録定員</td> <td>利用定員</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 共生型生活介護の利用定員は、共生型生活介護の指定を受ける指定小規模多機能型居宅介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があつても差し支えないこと。</p> <p>（例）定員20人の場合、利用日によつて、共生型生活介護の利用者が10人、指定小規模多機能型居宅介護等の利用者が10人であっても、共生型生活介護の利用者が5人、指定小規模多機能型居宅介護等の利用者が15人であっても、差し支えない。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。								
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。								
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了								
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了								
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入								
	その他の留意事項	<p><input type="checkbox"/> 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。</p> <p><input type="checkbox"/> このため、同じ場所において、サービスを時間によつて障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。</p>								

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-33 共生型短期入所

## 1-33-1 共生型短期入所 指定短期入所生活介護事業者等が行う場合

形態		<input type="checkbox"/> 指定短期入所生活介護事業者又は指定介護予防短期入所生活介護事業者が行う共生型短期入所であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 <input type="checkbox"/> 共生型短期入所の管理者と指定短期入所生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	設備	<input type="checkbox"/> 指定短期入所生活介護事業所等の居室の床面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数で除して得た面積が 10.65 m <sup>2</sup> 以上であること。 <input type="checkbox"/> 当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	利用定員	<input type="checkbox"/> 共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。 <input type="checkbox"/> 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員 5 人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が 4 人、指定短期入所生活介護等の利用者が 1 人であっても、共生型短期入所の利用者が 2 人、指定短期入所生活介護等の利用者が 3 人であっても、差し支えない。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-33-2 共生型短期入所 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う場合

形態		<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型短期入所であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及と共生型短期入所の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 <input type="checkbox"/> 共生型短期入所の管理者と指定小規模多機能型居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	設備	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 m <sup>2</sup> 以上であること。 <input type="checkbox"/> 当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	利用定員	<input type="checkbox"/> 共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定小規模多機能型居宅介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。 <input type="checkbox"/> 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員 5 人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が 4 人、指定小規模多機能型居宅介護等の利用者が 1 人であっても、共生型短期入所の利用者が 2 人、指定小規模多機能型居宅介護等の利用者が 3 人であっても、差し支えない。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-34 共生型自立訓練

## 1-34-1 共生型自立訓練 指定通所介護事業者等が行う場合

形態		□指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者が行う共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）であること。
人員基準	管理者	□事業所ごとに配置すること。 □専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） □資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	□指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 □共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	立地	□同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	設備	□指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者の数との合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。 □指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。 □当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	□共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練又は生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	□サービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（機能訓練又は生活訓練）計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	□共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用定員は、共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上

		<p>限とする。</p> <p><input type="checkbox"/>当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者が 10 人、指定通所介護等の利用者が 10 人であっても、共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者が 5 人、指定通所介護等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。</p>
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他の留意事項	<p><input type="checkbox"/>多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。</p> <p><input type="checkbox"/>このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。</p>

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-34-2 共生型自立訓練 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う場合

形態		<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） <input type="checkbox"/> 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉主事任用資格要件に該当する者</li> <li>・ 社会福祉事業に2年以上従事した者</li> </ul>
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 <input type="checkbox"/> 共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の管理者と指定小規模多機能型居宅介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	立地	<input type="checkbox"/> 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	設備	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。 <input type="checkbox"/> 当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練又は生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	<input type="checkbox"/> サービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（機能訓練又は生活訓練）計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。 <input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15

		<p>人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">登録定員</td> <td>利用定員</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 共生型自立訓練(機能訓練又は生活訓練)の利用定員は、共生型自立訓練(機能訓練又は生活訓練)の指定を受ける指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員20人の場合、利用日によって、共生型自立訓練(機能訓練又は生活訓練)の利用者が10人、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者が10人であっても、共生型自立訓練(機能訓練又は生活訓練)の利用者が5人、指定小規模多機能型居宅介護等の利用者が15人であっても、差し支えない。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。								
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。								
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。								
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続(新築や用途変更等の建築確認)の完了								
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続(消防用設備の設置や検査等)の完了								
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入								
	その他の留意事項	<p><input type="checkbox"/> 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。</p> <p><input type="checkbox"/> このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合(例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合)は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。</p>								

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-35 共生型児童発達支援

## 1-35-1 共生型児童発達支援 指定生活介護事業者が行う場合

形態		<input type="checkbox"/> 指定生活介護事業者が行う共生型児童発達支援であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 <input type="checkbox"/> 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に配置するサービス管理責任者に児童発達支援管理責任者研修の受講を促し、研修終了者が指定生活介護事業所を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。
設備基準	設備	<input type="checkbox"/> 指定生活介護事業所として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとすよう配慮すること。 <input type="checkbox"/> 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	<input type="checkbox"/> 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	<input type="checkbox"/> 共生型児童発達支援の利用定員は、共生型児童発達支援の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員 20 人の場合、利用日によって、障害児が 10 人、要介護者が 10 人であっても、障害児が 15 人、要介護者が 5 人であっても、差し支えない。
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。



	取扱方針（評価及び改善）	<input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 <input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他留意事項	<input type="checkbox"/> 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 <input type="checkbox"/> このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-35-2 共生型児童発達支援 指定通所介護事業者等が行う場合

形態		<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者が行う共生型児童発達支援であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 <input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。
設備基準	設備	<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。 <input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとすよう配慮すること。 <input type="checkbox"/> 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	<input type="checkbox"/> 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	<input type="checkbox"/> 共生型児童発達支援の利用定員は、共生型児童発達支援の指定を受ける指定通所介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。

		(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、障害児が 10 人、要介護者が 10 人であっても、障害児が 15 人、要介護者が 5 人であっても、差し支えない。
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	<input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 <input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他の	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第 21 条の 5 の 15 の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他留意事項	<input type="checkbox"/> 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 <input type="checkbox"/> このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-35-3 共生型児童発達支援 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う場合

形態		<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型児童発達支援であること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 <input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。
設備基準	設備	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとするよう配慮すること。 <input type="checkbox"/> 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	<input type="checkbox"/> 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト

		<p>型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">登録定員</th> <th style="text-align: left;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 共生型児童発達支援の指定を受ける指定小規模多機能型居宅介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があつても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員20人の場合、利用日によって、障害児が10人、要介護者が10人であっても、障害児が15人、要介護者が5人であっても、差し支えない。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。								
	取扱方針(ガイドライン)	<input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。								
	取扱方針(評価及び改善)	<input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 <input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。								
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。								
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。								
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続(新築や用途変更等の建築確認)の完了								
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続(消防用設備の設置や検査等)の完了								
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入								
	その他留意事項	<input type="checkbox"/> 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 <input type="checkbox"/> このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合(例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。								

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-36 共生型放課後等デイサービス

## 1-36-1 共生型放課後等デイサービス 指定生活介護事業者が行う場合

形態		□指定生活介護事業者が行う共生型放課後等デイサービスであること。
人員基準	管理者	□事業所ごとに配置すること。 □専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	□指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 □指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に配置するサービス管理責任者に児童発達支援管理責任者研修の受講を促し、研修終了者が指定生活介護事業所を利用する障害児の放課後等デイサービス計画を作成することが望ましい。
設備基準	設備	□指定生活介護事業所として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとすよう配慮すること。 □当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	□共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	□児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、放課後等デイサービス計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	□共生型放課後等デイサービスの利用定員は、共生型放課後等デイサービスの指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 (例) 定員 20 人の場合、利用日によって、障害児が 10 人、要介護者が 10 人であっても、障害児が 15 人、要介護者が 5 人であっても、差し支えない。

	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	<input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 <input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他留意事項	<input type="checkbox"/> 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 <input type="checkbox"/> このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-36-2 共生型放課後等デイサービス 指定通所介護事業者等が行う場合

形態		<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者が行う共生型放課後等デイサービスであること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 <input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の放課後等デイサービス計画を作成することが望ましい。
設備基準	設備	<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。 <input type="checkbox"/> 指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとするよう配慮すること。 <input type="checkbox"/> 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	<input type="checkbox"/> 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、放課後等デイサービス計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	<input type="checkbox"/> 共生型放課後等デイサービスの利用定員は、共生型放課後等デイサービスの指定を受ける指定通所介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定



		員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 (例) 定員 20 人の場合、利用日によって、障害児が 10 人、要介護者が 10 人であっても、障害児が 15 人、要介護者が 5 人であっても、差し支えない。
	協力医療機関	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	<input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	<input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 <input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	<input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第 21 条の 5 の 15 の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	<input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	<input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	<input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他留意事項	<input type="checkbox"/> 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 <input type="checkbox"/> このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

## 1-36-3 共生型放課後等デイサービス 指定小規模多機能型居宅介護事業者が行う場合

形態		<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型放課後等デイサービスであること。
人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 <input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の放課後等デイサービス計画を作成することが望ましい。
設備基準	設備	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとするよう配慮すること。 <input type="checkbox"/> 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	<input type="checkbox"/> 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	<input type="checkbox"/> 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、放課後等デイサービス計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。

利用定員	<p><input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を 29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18 人) 以下とすること。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の 2 分の 1 から 15 人(登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12 人) までの範囲内とすること。</p> <table border="0" data-bbox="542 638 933 795"> <tr> <td style="text-align: center;">登録定員</td> <td style="text-align: center;">利用定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26 人又は 27 人</td> <td style="text-align: center;">16 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28 人</td> <td style="text-align: center;">17 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29 人</td> <td style="text-align: center;">18 人</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 共生型放課後等デイサービスの指定を受ける指定小規模多機能型居宅介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があつても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、障害児が 10 人、要介護者が 10 人であっても、障害児が 15 人、要介護者が 5 人であっても、差し支えない。</p>	登録定員	利用定員	26 人又は 27 人	16 人	28 人	17 人	29 人	18 人
登録定員	利用定員								
26 人又は 27 人	16 人								
28 人	17 人								
29 人	18 人								
協力医療機関	<p><input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約を締結していること。</p>								
取扱方針(ガイドライン)	<p><input type="checkbox"/> 支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。</p>								
取扱方針(評価及び改善)	<p><input type="checkbox"/> 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。</p>								
報酬基準	<p><input type="checkbox"/> 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。</p>								
欠格要件	<p><input type="checkbox"/> 児童福祉法第 21 条の 5 の 15 の欠格要件に該当しないこと。</p>								
建築基準法	<p><input type="checkbox"/> 建築基準法で必要な手続(新築や用途変更等の建築確認)の完了</p>								
消防法	<p><input type="checkbox"/> 消防法で必要な手続(消防用設備の設置や検査等)の完了</p>								
社会保険等	<p><input type="checkbox"/> 必要な社会保険及び労働保険への加入</p>								
その他留意事項	<p><input type="checkbox"/> 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。</p> <p><input type="checkbox"/> このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合(例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。</p>								

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

# 2 従業者資格要件 簡易チェックリスト

## 2-1 サービス管理責任者の資格要件

以下の①～⑤の全てに該当する者であること。

資格要件	提出書類	経過措置等
① サービス管理責任者等基礎研修の修了	研修修了証書写し	・平成31年3月31日において現にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」と記載）に該当する者は、基礎研修及び実践研修修了者とみなす。
② サービス管理責任者等実践研修の修了	研修修了証書写し	・平成31年3月31日において現にサービス管理責任者等に該当する者は、基礎研修及び実践研修修了者とみなす。ただし、平成36年3月31日までに更新研修を修了し、修了日の属する年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を改めて修了すること。 ・実務要件を満たす者が平成34年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了後3年間は、実践研修修了者とみなす。
③ サービス管理責任者等更新研修の修了	研修修了証書写し	・実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を受けなければ、サービス管理責任者等としての資格を喪失する。 ・実践研修修了者等が、期間内に更新研修修了者とならなかった場合、改めて実践研修を修了することで、サービス管理責任者等となることことができる。
④ 相談支援従事者初任者研修（講義部分全日程）の受講	受講証明書写し	
⑤ 実務経験者の要件を満たすこと（下記参照）	実務経験証明書	・既に専従かつ常勤のサービス管理責任者等が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができる。また、当該基礎研修修了者を配置することにより、サービス管理責任者等を2人配置したものとみなす。

### <⑤実務経験者の要件>

以下のいずれかに該当すること。

- ・ a と b を通算した期間が5年以上
- ・ c を通算した期間が8年以上
- ・ a、b、c を通算した期間が3年以上 かつ d を通算した期間が3年以上

号	業務範囲	業務内容
a	相談支援業務 ※1	①地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者 ②児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者またはこれに準ずる者 ③障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援セ

		<p>ンター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>④障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>⑤特別支援学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>⑥保険協力医療機関において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、d欄に掲げる国家資格を有する者</li> <li>・上記の①から⑤に従事した期間が1年以上ある者</li> </ul>
b	直接支援業務(有資格者) ※2	<p>次のいずれかの資格を有する者であって、右記に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉主事任用資格</li> <li>・訪問介護員2級以上に該当する研修を修了した者</li> <li>・児童指導員任用資格</li> <li>・保育士</li> <li>・精神障害者社会復帰指導員任用資格</li> </ul> <p>①障害者支援施設、障害児入所施設、身体(知的)障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体(知的)障害者授産施設、身体(知的)障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、身体(知的)障害者デイサービスセンター、知的障害者通所寮、精神障害者社会復帰施設、介護老人保健施設、療養病床において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>②障害福祉サービス事業所(★1)、障害児通所支援事業所、老人居宅介護等事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>③保険協力医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>④特例子会社、重度障害者多数雇用事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>⑤特別支援学校において、直接支援の業務に従事する者</p>
c	直接支援業務(資格なし) ※2	<p>①障害者支援施設、障害児入所施設、身体(知的)障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体(知的)障害者授産施設、身体(知的)障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、身体(知的)障害者デイサービスセンター、知的障害者通所寮、精神障害者社会復帰施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>②障害福祉サービス事業所(★1)、障害児通所支援事業所、老人居宅介護等事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>③保険協力医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>④特例子会社、重度障害者多数雇用事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>⑤特別支援学校において、直接支援の業務に従事する者</p>
d	国家資格者	<p>次のいずれかの資格を有し、その資格に基づきその資格にかかる業務に従事した期間が3年以上ある者</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士</p>

参照：「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)

※1 相談支援業務

相談支援業務とは、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務である。

※2 直接支援業務

直接支援業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務である。

### ※3 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

- ★1 小規模作業所は、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長、福祉事務所長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。

## 2-1-1 研修の受講要件

---

- ・基礎研修は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の実務要件である実務経験年数に達する2年前から受講できるものとする。
- ・実践研修は、基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者が受講できるものとする。
- ・更新研修は、更新研修受講時にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者又は更新研修受講前5年間にこれら業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者が受講することができるものとする。

## 2-2 児童発達支援管理責任者の資格要件

以下の①～⑤の全てに該当する者であること。

資格要件	提出書類	経過措置等
①サービス管理責任者等基礎研修の修了	研修修了証書写し	・平成31年3月31日において現にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」と記載）に該当する者は、基礎研修及び実践研修修了者とみなす。
②サービス管理責任者等実践研修の修了	研修修了証書写し	・平成31年3月31日において現にサービス管理責任者等に該当する者は、基礎研修及び実践研修修了者とみなす。ただし、平成36年3月31日までに更新研修を修了し、修了日の属する年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を改めて修了すること。 ・実務要件を満たす者が平成34年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了後3年間は、実践研修修了者とみなす。
③サービス管理責任者等更新研修の修了	研修修了証書写し	・実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を受けなければ、サービス管理責任者等としての資格を喪失する。 ・実践研修修了者等が、期間内に更新研修修了者とならなかった場合、改めて実践研修を修了することで、サービス管理責任者等となることができる。
④相談支援従事者初任者研修（講義部分全日程）の受講	受講証明書写し	
⑤実務経験者の要件を満たすこと（下記参照）	実務経験証明書	・既に専従かつ常勤のサービス管理責任者等が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができる。また、当該基礎研修修了者を配置することにより、サービス管理責任者等を2人配置したものとみなす。

### <⑤実務経験者の要件>

以下のいずれかに該当すること。

- ・イとロを通算した期間が5年以上 かつ 「イとロを通算した期間」から「ハを通算した期間」を除いた期間が3年以上
- ・ニを通算した期間が8年以上 かつ 「ニを通算した期間」から「ホを通算した期間」を除いた期間が3年以上
- ・へを通算した期間が5年以上 かつ 「イ、ロ、ニを通算した期間」から「ハ、ホを通算した期間」を除いた期間が3年以上

号	業務範囲	業務内容
イ	相談支援業務 ※1	①地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者 ②児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者またはこれに準ずる者 ③障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センタ



		<p>一、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>④障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>⑤学校教育法第一条に規定する学校（大学除く）、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>⑥保険協力医療機関において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、へ欄に掲げる資格を有する者、</li> <li>・上記の①から⑤に従事した期間が1年以上ある者</li> </ul>
ロ	<p>直接支援業務(有資格者) ※2</p>	<p>次のいずれかの資格を有する者であって、右記に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉主事任用資格</li> <li>・訪問介護員2級以上に該当する研修を修了した者</li> <li>・児童指導員任用資格</li> <li>・保育士</li> <li>・精神障害者社会復帰指導員任用資格</li> </ul> <p>①障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、身体（知的）障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体（知的）障害者授産施設、身体（知的）障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、身体（知的）障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、精神障害者社会復帰施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>②障害児通所支援事業所、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業所（★1）、老人居宅介護等事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>③保険協力医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>④特例子会社、重度障害者多数雇用事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>⑤学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く）その他これらに準ずる機関において、直接支援の業務に従事する者</p>
ハ	<p>相談・直接支援業務 ※1、2</p>	<p>①次の施設等の従業者又はこれらに準ずるものが相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設</li> </ul> <p>②次の施設等の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が直接支援の業務に従事した期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設</li> <li>・老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業</li> <li>・特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設</li> </ul>
ニ	<p>直接支援業務(資格なし) ※2</p>	<p>①障害者支援施設、障害児入所施設、身体（知的）障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体（知的）障害者授産施設、身体（知的）障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、身体（知的）障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、精神障害者社会復帰施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>②障害福祉サービス事業所（★1）、障害児通所支援事業所、老人居宅介護等事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>③保険協力医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>④特例子会社、重度障害者多数雇用事業所において、直接支援の業務に従事する者</p> <p>⑤学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く）において、直接支援の業務に従事する者</p>
ホ	<p>直接支援業務 ※2</p>	<p>①次の施設等の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設</li> <li>・老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業</li> <li>・特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設</li> </ul>
ヘ	<p>国家資格者</p>	<p>次のいずれかの資格を有し、その資格に基づきその資格にかかる業務に従事した期間が5年以上ある者</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士</p>

参照：「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）

#### ※1 相談支援業務

相談支援業務とは、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務である。

#### ※2 直接支援業務

直接支援業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務である。

#### ※3 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

★1 小規模作業所は、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長、福祉事務所長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。

### 2-2-1 研修の受講要件

---

- ・基礎研修は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の実務要件である実務経験年数に達する2年前から受講できるものとする。
- ・実践研修は、基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者が受講できるものとする。
- ・更新研修は、更新研修受講時にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者又は更新研修受講前5年間にこれら業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者が受講することができるものとする。

## 2-3 訪問系サービス サービス提供責任者・従業者（ヘルパー）の資格要件

	職種	資格要件	提出書類
居宅介護・重度訪問介護	サービス提供責任者	介護福祉士	・資格証写し
		実務者研修修了者	・研修修了証書写し
		介護職員基礎研修修了者	・研修修了証書写し
		居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師）	・研修修了証書又は看護師等資格証写し
		居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）であって3年以上の介護業務従事者 注：次期報酬改定までの経過措置。	・研修修了証書写し ・実務経験証明書（参考様式4）…※1
	従業者（ヘルパー）	介護福祉士	・資格証写し
		実務者研修修了者	・研修修了証書写し
		介護職員基礎研修修了者	・研修修了証書写し
		居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師）	・研修修了証書又は看護師等資格証写し
		居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）	・研修修了証書写し
行動援護	サービス提供責任者	以下の①、②の全てに該当すること。 ①知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者 ②行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 注：令和3年3月31日において居宅介護サービス提供責任者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有する者については、令和6年3月31日までの間、上記の①及び②に適合するものとみなす。	・実務経験証明書（参考様式4）…※1 ・行動援護従業者養成研修課程修了者等の研修修了証書写し  注：みなし資格措置の場合 ・居宅介護サービス提供責任者要件に係る資格証等写し ・実務経験証明書（参考様式4）…※1
	従業者（ヘルパー）	以下の①、②の全てに該当すること。 ①行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 ②知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者。 注：令和3年3月31日において居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者については、令和6年3月31日までの間、上記の①及び②に適合するものとみなす。	・行動援護従業者養成研修課程修了者等の研修修了証書写し ・実務経験証明書（参考様式4）…※1  注：みなし資格措置の場合 ・居宅介護従業者要件に係る資格証等写し ・実務経験証明書（参考様式4）…※1

同行 援 護	サービス 提供 責任者	a～eのいずれかに該当し、かつ同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了者であること a 介護福祉士 b 実務者研修修了者 c 介護職員基礎研修修了者 d 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師） e 居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）であって3年以上の介護業務従事者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科の履修者又はこれに準ずる者	・ a～eのいずれかに係る資格証等写し ・ 同行援護従業者養成研修（一般課程）修了証書写し ・ 同行援護従業者養成研修（応用課程）修了証書写し
		国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科の履修者又はこれに準ずる者	・ 履修証明書写し
	従業者 （ヘルパー）	同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者 注：令和6年3月31日までの間、地域生活支援事業「盲ろう者向け通訳・介助員」は該当者とみなす。	・ 同行援護従業者養成研修（一般課程）修了証書写し
		居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科の履修者又はこれに準ずる者	・ 居宅介護従業者要件に係る資格証等写し ・ 実務経験証明書（参考様式4）…※1 ・ 履修証明書写し

参照：「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号）

※1 実務経験証明書の記載について

実務経験証明书中「業務内容」欄には、対象者（知的障害者、知的障害児、精神障害者等）を含めた上で、業務の内容を具体的に記載すること。  
実務経験証明書の記載内容により、従業者の実務経験が、基準に定める資格要件を満たしているか否かについて確認をします。

※2 同行援護の資格要件において、以下の研修は同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当するものとみなす。

- ・ ガイドヘルパー養成研修  
平成2年度から平成8年度まで都道府県又は指定都市が実施したもの
- ・ ガイドヘルパー養成研修（視覚障害者課程）  
ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付け障障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したもの
- ・ 視覚障害者移動介護従業者養成研修  
廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号に掲げるもの
- ・ 視覚障害者外出介護従業者養成研修  
廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）」第3号に掲げるもの

※3 同行援護の資格要件において、以下の研修は、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）に相当するものとみなす。

- ・ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修 社会福祉法人日本盲人会連合主催

## 2-4 児童指導員・保育士の資格要件

職種	資格要件	提出書類
児童指導員	知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	・卒業証明書写し
	社会福祉士の資格を有する者	・資格証写し
	精神保健福祉士の資格を有する者	・資格証写し
	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（※1）	・大学（各学科）卒業証明書写し ・成績単位修得証明書写し
	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者	・成績単位修得証明書写し
	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・成績修了証明書写し
	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（※1）	・卒業証明書写し ・成績修了証明書写し
	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業（※3）に従事したもの	・高等学校等の卒業証明書写し ・実務経験証明書（参考様式4）
	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの	・教職員免許状写し
3年以上児童福祉事業（※3）に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの	・実務経験証明書（参考様式4）	
保育士	児童福祉法に規定する保育士の資格を有する者	・保育士証写し

※下記は令和3年3月31日までに指定を受けている事業所のみ適用可能。（令和5年3月31日まで）

障害福祉サービス経験者	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービス（※4）に係る業務に従事したもの	・高等学校等の卒業証明書写し ・実務経験証明書（参考様式4）
-------------	---	-----------------------------------

参照：「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年三重県条例第65号）第56条（最低基準条例）

- ※1 「専修する学科の卒業」が要件であるため、大学で社会福祉学等の単位を取得しただけの場合は該当しない。
- ※2 小・中・高等学校の教員免許は該当するが、栄養教諭、養護教諭の免許は該当しない。
- ※3 児童福祉事業とは、社会福祉法第2条で定める社会福祉事業のうち下記事業をいう。
  - 第一種社会福祉事業  
児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
  - 第二種社会福祉事業  
児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園
- ※4 障害福祉サービスとは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいう。
- ※5 実務経験年数及び日数換算について  
1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。  
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。